

社会福祉法人甲府市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成 29 年 6 月 15 日

甲府市社会福祉事業団規程第 32 号

改正 令和 5 年 3 月 15 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人甲府市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第 3 条 評議員の報酬は、事業団定款第 8 条に定めるとおり無報酬とする。

2 役員のうち理事長については、別表に定める報酬を支給し、理事長以外の役員については、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第 3 条の 2 理事長に支給する報酬は、社会福祉法人甲府市社会福祉事業団職員給与規程に定める支給日に現金若しくは口座振替の方法により支払うものとする。

(費用の支給等)

第 4 条 事業団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用の請求があったときは、遅滞なくこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 事業団の会議に出席した場合及び事業団の用務で出張した場合の費用については、事業団役員及び評議員の費用弁償に関する規程を適用する。

(公 表)

第 5 条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程の施行により、社会福祉法人甲府市社会福祉事業団常務理事の報酬に関する規定は廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条第 2 項関係）

役 職	区 分	報酬額
理 事 長	非常勤	月額 30,000 円